

令和8年度京都府立学校における学習用端末販売業者 募集要領

1. 目的・趣旨

京都府教育委員会（以下「府教委」という。）は、府立高等学校及び府立特別支援学校高等部（以下「府立学校」という。）において、生徒1人1台学習用端末を活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す学び（個別最適な学び、協働的な学び）を推進するため、生徒（保護者等）の費用負担によって全校で生徒用学習用端末を導入している。

このことから、府教委において全ての府立学校で必要とする端末等の台数を確保するとともに、学習用に適した端末としての統一的な設定による府立学校の管理業務の軽減及びスケールメリットによる購入価格の低減を図ることにより、各府立学校において円滑な活用端末の購入あっせんを実現することを目的とする。

2. 概要

（1）京都府の状況

GIGAスクール構想により、小中学校において1人1台端末を活用した学習が本格的にスタートした。高校段階においても、1人1台端末を経験した中学生が入学してくること、新学習指導要領がスタートすること等をふまえ、特別支援学校高等部に於いては令和3年度、高等学校においては令和4年度入学生より、通信制を除く全校で学習用端末を導入している。

導入の方式について、授業中だけでなく、家庭における活用をより重要視する観点等から生徒（保護者等）が各自で購入する方式、いわゆる BYOD 方式としている。

端末のOSは、iPad、Windows、Chromeの中から各校の判断で選択しているが、その結果、ほとんどの学校がiPadを選択している。京都府全体で見ると1万台規模の調達となることから、府立学校全体で必要な台数のiPadの確保と統一設定をすることによる学校の管理業務の軽減等を目的として、プロポーザルにより調達業者を選定し、覚書を締結している。本年度はプロポーザルの結果、SB C&S株式会社 ICT事業本部エデュケーションICT本部エデュケーションICT統括部を令和8年度の調達業者として特定しておりAppleから端末調達並びに関連機器の調達、統一の端末設定を行うこととしている。

（2）端末及び周辺機器販売業務

販売業者は以下の業務を担当する。

ア. 各府立学校との間で契約を締結し、調達業者を通じてのiPad端末の調達及び生徒（保護者等）への端末の販売を行う。

① 販売方法（高等学校）

高等学校における販売方法は、生徒（保護者等）が直接販売業者に支払う形態（いわゆるBtoC方式）とし、生徒（保護者等）はECサイトを利用してインターネットから端末等を購入する。

支払い方法についてはクレジットカード払いを必須とし、加えてカード以外の支払方法を適宜用意すること。また、生活保護法に基づく生業扶助など、端末の購入費用について公的支援を受ける際に必要に

なるため、生徒（保護者等）が端末等を購入したことを証するための個人毎の納品書あるいは購入証明書を発行すること。

② 販売方法（特別支援学校）

特別支援学校における販売方式は、学校長が生徒（保護者等）から委任を受け一括で行う。その際の口座振込手数料は販売業者の負担とすること。また、購入費用は特別支援教育就学奨励費の対象となるため、「端末」「MDM」「キッティング」の支払額が就学奨励費の支給対象経費を超えることがないよう、各年度の支払い金額を調整すること。

イ. 入学予定者向け説明資料

生徒（保護者等）向けに端末等の概要や購入手続がわかる資料（チラシ等）を作成・配付する。準備製品の概要や購入方法などについて、入学予定者説明会等にて直接説明するほか、動画を作成し配信するなどの方法も可とする。

ウ. 学校担当者との打ち合わせ

学校の担当者と打ち合わせを行い、仕様書の確定及び契約の締結をする。端末等の調達はSB C&S株式会社ICT事業本部エデュケーションICT本部エデュケーションICT統括部と連携して行うこと。

※調達及び販売のフローは別紙「販売図式」を参照。

エ. 納品後のサポートについて

納品後2週間以内に初期不良が確認された場合は、端末の交換及び再設定を実施する。学校にも端末が納品された後2週間以内に開梱するよう依頼している。2週間が経過した後の自然故障、物損故障等については、各生徒（保護者）が対応となり本業務の対象外とする。

（3）ネットワーク接続に係る設定作業

ネットワーク接続に係る設定作業については、端末及び周辺機器の販売業務とは別途公費にて学校と契約するため、設定業者として採用された場合に行うこととなる。そのため、作業費を端末及び周辺機器の販売価格に含める必要はない。

ア. ネットワーク接続に係る設定作業

校内ネットワークへの接続設定作業として高等学校においては、Apple Configurator、特別支援学校においては、Apple Configurator及びmobiconnectを使用し、端末の校内ネットワークへの接続するための事前設定として、SSID、パスワードを設定したプロファイルを作成し、ステルスで学習用端末に流し込み作業を行う。SSID、パスワードについては学校に確認すること。作成したプロファイルについては作業終了後学校に提供すること。また、Apple Configuratorを使いMACアドレス及びシリアル番号を抽出し、一覧を作成して学校に提供すること。納品の際にはどの端末をどの生徒に配布するかを特定できるよう、学校と調整の上でラベル等を貼付すること。

イ. 持込端末について

既にタブレットを所有している生徒（保護者等）が希望した場合、以下の

2点を満たすことを条件に持込を認めている。

① 端末が学校の指定したOSで最新のバージョンにアップデートできること

② 画面サイズがおよそ10インチ以上であること

持込端末についても購入端末と同様にネットワーク接続設定を行うこととするが、個人の端末を預かる形になるので、トラブル防止のため事前に同意書を徴取する。府教委の用意したひな型をもとに各販売業者で作成・徴取をすること。また、持込端末の初期化及びアクティベーションロックの解除も生徒（保護者等）自身が行うこととしているが、手順が煩雑であるため、学校が指定する日に端末を回収した際には初期化等がされているかを確認すること。

(4) 予定数量

別紙「府立学校入学予定者数等一覧」のとおり。

※数量は予定であり、実際の購入台数は増減することがある。これにより、購入台数が減った場合であっても、その差分を府教委が補償して購入するものではない。

(5) 仕様書

別紙「仕様書（高校）」および「仕様書（特支）」のとおり。

- ア. 保護者の負担軽減策としてケース、ペン、保証はオプションとして取り扱い、仕様書に記載した製品以外のものを提案する場合においては可能な限り安価な製品を適宜選択すること。
- イ. ケースについて、学校によっては製品を指定せず、家電量販店等で生徒（保護者等）に各自で購入してもらう選択をする場合もある。
- ウ. タブレット用ペンについて、仕様に入れるかどうかも含めて各学校が選択している。
- エ. 保証について、Apple純正の保証であるApple Care+ for Schoolsを標準として各学校に示すこと。これとは別に、各販売業者で独自に保証制度を提案することも可とし、学校がいずれかを比較して決定することとなる。なお、修理交換後のネットワーク設定については各学校にて対応する予定であるため保証費用に再設定費用を含める必要はないものとする。
- オ. ネットワーク接続に係る設定業務については、別途契約を締結するため作業費を販売価格に含める必要はないものとする。

3. 今後の流れ

(1) アンケート回答

学校への端末及び周辺機器の販売を希望する販売業者は、下記のMicrosoft Formsのアンケートに回答し、そちらに対応の可否や、対応可能な場合のセルスポイント、対応できる業務の範囲等を記載すること。回答期限は令和8年1月13日（火）とし、府教委は回答をとりまとめて各府立学校に送付する。各学校は、それをもとに販売業者に連絡し、見積書の作成等を依頼する。

別途独自保証などの提案がある場合、事前に相談があることも想定される。また、各校が問い合わせするための判断材料となるため、アンケートにはできるだけ詳しく記載をすること。回答と合わせて登載する資料がある場合はPDF等で同日までに教育DX推進課まで送付すること。

アンケート回答用 Microsoft Forms URL
<https://forms.office.com/r/EEKZkx8Bc6>

(2) 契約手続き

各校で見積書を比較する等して、販売業者を決定し契約の手続きを進める。前述のとおり高等学校においてはBtoC形式をとっているため、直接の販売相手は生徒（保護者等）になるが、学校が正しいプロセスを経て販売業者を選定していることを対外的に示し、また、学校と販売業者様双方の責任を明確にするため、契約書を締結する。

契約締結後、生徒（保護者等）向けの購入案内の資料やECサイトの内容などについて、学校との打合せを行う。3月中旬に実施される入学予定者向けの説明会にて購入についての説明を行う。ECサイトの開設時期についても学校と協議の上設定すること。

(3) 端末の購入及び納品

高等学校では生徒（保護者等）の購入手続完了後、特別支援学校では学校による一括購入の手続き完了後に端末等の発注となる。納品日については学校と調整すること。前述のとおり、ネットワーク接続に係る設定作業は別契約になるため、設定業者として選定された場合は、納品時に合わせて現地設定作業を行うこと。特別支援学校においてはMDMのキッティングも合わせて行うこと。

4. 問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 第3号館4階
京都府教育庁指導部 教育DX推進課 企画係
電話 075-414-5693
メールアドレス kyoikudxsuishin@pref.kyoto.lg.jp